

**入札参加資格制限措置の概要**

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称（代表者名）	桜田工業株式会社	（代表取締役 桜田 善保）
	法人番号	3380001007937
住所	福島県田村市滝根町広瀬字石崎24	

2. 措置期間

令和 7年 1月 27日 ～ 令和 7年 4月 26日 （ 3か月 ）

3. 事実概要

当該人が令和2年1月29日に契約した県中建設事務所発注「道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁下部）」（第19-41320-0350号）において、令和4年3月28日の竣工検査に合格し、発注者に工事目的物を引き渡した。

その後、橋梁上部工工事の受注者による確認測量したところ、P1橋脚のアンカーホールが設計位置とずれていることが判明し、P1橋脚アンカーホールの追加削孔等により対応することとなった。

このため、発注者により令和6年11月5日付けで福島県工事請負契約約款の契約不適合責任に基づき、修補を請求された。

4. 措置理由

上記のことが、本県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第1の2（過失等による粗雑工事）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第1の2】

措置要件	期間
(過失等による粗雑工事) 2 県発注工事等の施工に当たり、故意又は過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（過失による場合でその契約不適合が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から1か月以上12か月以内

問い合わせ先

福島県総務部入札監理課  
福島県福島市杉妻町2-16  
(電話) 024-521-7899